

第 1 回広島市社会福祉審議会高齢福祉専門分科会における意見と対応

項目	発言者	意見 (要旨)	対応
資料 2 (プランの 基本理念及 び目標につ いて)	落久保委員	今後の 3 年の計画であり、コロナの影響はおそらく避けることができないため、コロナ禍における新しい生活様式というものを意識して、それをどういう形で入れていくかというのは、今後の議論になると思う。	第 8 期プランの施策体系において、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、横断的な視点として「リスクマネジメント」の視点を加えたいと考えています。(資料 5 参照) また、具体的な取組内容についても、施設・事業所における感染症対策の推進に取り組むこととしており(資料 4 参照)、分科会等における議論も踏まえながら、引き続き検討していきたいと考えています。
	高橋委員	第 7 期プランの目標で、「地域包括ケアシステムづくりの推進と深化」を掲げているが、実体は十分成果が出てきていないのではないか。	第 7 期プランにおいて、各重点施策における取組を推進した結果、目標に掲げた「2025 年を見据えた地域包括ケアシステムづくりの推進と深化」については、健康づくり・介護予防における地域住民の主体的な取組の拡大など一定の成果が上がっており、引き続き着実に取り組んでいきたいと考えています。(資料 2 参照)
	藤井委員	基本理念のところで、行政からの後押しみたいなものが一言入った方がよいのではないか。	基本理念を修正し、「高齢者一人一人が、いきいきと、住み慣れた地域で、住民が相互に支え合い行政がそれを支援することにより、安心して暮らせる、持続可能な地域共生社会の実現」としたいと考えています。(資料 3 参照)
	山田晋委員	現行プランの施策体系に、「援護が必要な方々がある」という言葉がある。「支援」などという言葉ではなく、「援護」という言葉を入れたのはなぜか。	より手厚い「支援」を行っていくという考え方の下、「援護」という表現を使用しています。
	東谷委員 (文書意見)	<ul style="list-style-type: none"> 後見類型であっても、本人参加は近年の基本概念であり、当事者の自己決定に基づく参加が不可欠となっている。この参加を促す技術(権利擁護に基づいた意思決定支援)を持った専門の人材や組織図が必要である。 地域共生社会実現計画として、地域住民が我が事として参加し、分野を超えて丸ごとつながるとなっている。この基本方針を具体化するには、意思決定支援が行えて、社会改善(改革)する技術者(コーディネーター役)の擁立が必要である。一次的には、点・線・面・立体情報一元化などの仕組みを使って、総合的に俯瞰(高見から見渡す)し、実際に活用できる地域資源を具体的に探し出し、評価し、適用する技術を身に着けた者でなければならない。 情報通信技術で、点・線・面・立体情報の一元化を図れば、生産性と品質の大幅向上が期待できる。 	<p>本市では、従来から高齢者の権利擁護の推進に取り組んでおり、成年後見制度の普及促進や担い手確保のため、市民後見人の養成などの取組を行っています。</p> <p>また、地域資源の把握・活用については、平成 29 年度から、高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進するため、各区等に生活支援コーディネーターを配置しており ICT も活用して、地域の生活支援に係るニーズや資源の一元的な把握等を行っています。</p> <p>頂いた御意見や今後の分科会等の議論も踏まえつつ、施策の充実に向けて引き続き検討していきたいと考えています。</p>
資料 3 (分科会開催スケジュール)	永野委員	スケジュールについて、高齢福祉専門分科会の開催が 5 回と、前回と比べて 3 回少ないため、委員の意見が十分に反映できるかという疑問がある。	御意見を踏まえ、重点施策の検討過程で、開催回数を 1 回増やしたいと考えています。(資料 1 参照)